■ライブ型サービス　利用規約

第１条(適用範囲)

1.「ライブ型サービス　利用規約」(以下「本規約」といいます)は、「基本利用規約」とともに、利用企業、利用企業管理者又は利用ユーザーと当社とのライブ型サービスに関連する一切の関係に適用します。ただし、別途個別の定めがある場合はこの限りではありません。

2.本規約に定めの無い事項が発生した場合は、利用企業、当社が双方誠意をもって協議し、その解決に努めるものとします。

第２条(利用企業情報等の変更)

ライブ型サービスを利用する利用企業は、サービスシステムに登録された利用企業情報等を更新することで、登録事項の情報変更を行うものとします。

第３条(ライブ型サービス内容)

1.申込企業が、当社指定の利用申込み方法(ライブ型サービスの利用申込書を含め、以下「利用申込書」といいます)による書面を当社に提出することで、申込企業と当社間で基本利用規約及び本規約に基づくライブ型サービスの利用契約(以下「ライブ型サービス契約」といいます)が成立するものとします。なお、申込企業は利用申込書を提出した時点で、基本利用規約及び本規約に同意したものとみなし、当社は利用企業に対して以下のサービスを提供します。

(1)当社の指定するウェブサイトにおいて、サービス業で働く方の成長とその企業の成長のためのWeb会議システムを利用した教育研修サービス

(2)その他当社がライブ型サービスにおいて提供するサービスとして指定するもの

2.前項により当社が提供する各種サービスを利用企業が利用する場合、利用企業は、各種サービスにかかる利用マニュアル等の定めに準じて利用するものとします。

第４条(料金・費用・支払方法等)

1.利用企業は、ライブ型サービスの利用開始に際して、当社指定の登録手数料を支払うものとします。

2.利用企業は、ライブ型サービスの利用料金として、当社が指定する月額利用料を支払うものとします。なお、月額利用料の日割計算は行いません。ライブ型サービスの月額利用料は、利用企業の 1 講座あたりの受講者上限数等を基に設定されます。

3.利用企業は、前二項の各料金等にかかる消費税法及び地方税法の定めに従い算出される消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する金員を併せて支払うものとします。

4.利用企業は、登録手数料、月額利用料及びその他の料金を、個別に定める支払期日までに当社が承認する以下の方法で支払うものとします。なお、支払いに要する費用は利用企業が負担するものとします。

(1)利用企業の使用する金融機関口座からの、料金自動振替口座引落しによる支払い

(2)その他当社が指定する方法による支払い

5.利用企業は、ライブ型サービス契約成立後における利用企業のライブ型サービス利用の有無、解約、解除等の如何なる事由の場合においても、利用企業が当社に対して負担する金員(登録手数料、月額利用料及びその他の料金等)の支払義務を免れるものではありません。なお、当社に対して既に支払われた金員についての返金等は一切行いません。また、ライブ型サービス契約終了までに発生した一切の債務を支払わなければならないものとします。

6.利用企業が、月額利用料又はその他の料金等の全部又は一部を個別に定める支払期日までに支払わない場合、当社は予めその理由及び提供停止日を通知した上でライブ型サービスの提供を停止します。ただし、当社が認める期間内に月額利用料又はその他の料金等が全て支払われたときは、当社の判断によりライブ型サービスの提供を再開することがあります。なお、利用企業はライブ型サービスの提供が停止となった期間も月額利用料及びその他の料金等の支払義務が生じるものとします。

第５条(アカウント等)

1.当社は、ライブ型サービス契約成立後、利用企業に対して管理者アカウントを発行します。

2.ライブ型サービスは、当社指定のウェブサイトにおいて利用企業がサービスアカウント等によりサービスシステムにログインすることで利用することができます。

3.利用企業は、利用ユーザーに対してユーザーアカウントを設定のうえ通知することができるものとします。

4.利用企業、利用企業管理者及び利用ユーザーは、サービスアカウント等を自らの責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示、漏洩、流布しないものとします。利用企業は利用企業管理者及び利用ユーザーに本規約の内容を遵守させ、善良な管理者の注意と義務をもって利用企業管理者及び利用ユーザー、サービスアカウント等を管理しなければなりません。利用企業管理者及び利用ユーザーの行為はすべて利用企業自身の行為としてその一切の責任を負うものとします。

5.サービスアカウント等が、利用企業、利用企業管理者又は利用ユーザー以外の第三者に知られた場合(本条において「漏洩等」といいます)、又はそのおそれがある場合は、それぞれ以下の対応をするものとします。なお、当該漏洩等により利用企業、利用企業管理者、利用ユーザー又はその他の第三者に発生した一切の損害について、当社は何等の責任を負わないものとし、利用企業は予めこれを了承するものとします。

(1)ユーザーアカウントの場合、利用企業は自らの判断で当該ユーザーアカウントを削除することができます。利用企業はユーザーアカウントを削除した場合、それに代わる新たなユーザーアカウントの発行を行うことができます。なお、ユーザーアカウントを削除した場合、当該アカウントにおけるライブ型サービスの利用状況・履歴等は削除されるものとします。

(2)管理者アカウントの場合、利用企業は当該管理者アカウントの利用を停止し、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。当社は当該連絡を受け付けた場合、速やかに当該管理者アカウントの停止措置を執るよう努めるものとします。なお、当該停止措置が正常に行われたことを確認した後、新たな管理者アカウントの発行手続を行います。

6.利用企業、利用企業管理者又は利用ユーザー以外の第三者が、サービスアカウント等を用いてライブ型サービスを利用した場合といえども、当該行為は利用企業、利用企業管理者又は利用ユーザーの行為とみなされるものとし、利用企業は当該利用にかかる一切の債務を負担するものとします。また、当該行為により当社又はその他第三者が損害を被った場合、利用企業は自己の責任と負担によって当該損害を賠償するものとします。

7.当社は任意にサービスアカウント等の利用状況を確認することができるものとします。

8.利用企業は、ライブ型サービス契約成立時に設定した利用企業の1講座あたりの受講者上限数を変更する場合には、以下の期日までに当社指定の手続きに従って変更手続きを行うものとします。

(1)受講者上限数を引き上げる場合、引き上げを希望する月の前月 10 日

(2)受講者上限数を引き下げる場合、ライブ型サービス契約の更新月(本サービスの利用開始月を 1 ヶ月目として 12 ヶ月目の月)の 10 日

9.利用企業は 1 つの管理者アカウント又はユーザーアカウントを複数人で共有して利用させることはできません。

第６条(有効期間)

ライブ型サービス契約の有効期間はライブ型サービス契約が成立した日から開始し、利用申込書記載のライブ型サービス利用開始月の 1 日から 1 年間とします。なお、利用企業から有効期間満了日の 2 ヶ月前までに当社指定の書面による解約に関する意思表示が当社に到着しない場合、ライブ型サービス契約の有効期間は、同一条件で 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第７条(中途解約等)

1.利用企業は、別段の定めがある場合を除き、原則ライブ型サービス契約成立以降、有効期間中における中途解約はできません。また、利用企業が、ライブ型サービス及びオンデマンド型サービスを一体として提供するプランを利用する場合、ライブ型サービス契約又はオンデマンド型サービス契約のいずれか一方のみを中途解約することはできません。

2.前項の定めにかかわらず、利用企業の都合により有効期間満了前にライブ型サービス契約及びオンデマンド型サービス契約を中途解約する場合、利用企業は、中途解約を希望する日の 2 ヶ月前までに当社指定の書面による解約届が当社に到着するよう届出を行うものとします。この場合、利用企業は、当社に対して中途解約月から有効期間満了月までの月額利用料相当額を違約金として支払わなければならないものとします。なお、違約金の支払いに要する費用は利用企業の負担とします。

3.前項に規定する違約金及び当該中途解約時における利用企業が当社に対して負担している未払債務を支払うことでライブ型サービス契約及びオンデマンド型サービス契約を中途解約することができるものとします。

4.利用企業がライブ型サービス契約及びオンデマンド型サービス契約を中途解約した場合、当社は利用企業から既に受領した金員(登録手数料、月額利用料及びその他の料金等)の返金等は一切行いません。

制定日:2021 年 06 月 01 日
改定日:2022 年 08 月 01 日
改定日:2025 年 04 月 30 日

サービス利用規約番号:LV-003

以上